

# 「情報共有システム(ASP方式)」及び 「建設現場の遠隔臨場」について

# 情報共有システム(ASP方式)について

## ○ 情報共有システム(ASP方式)とは

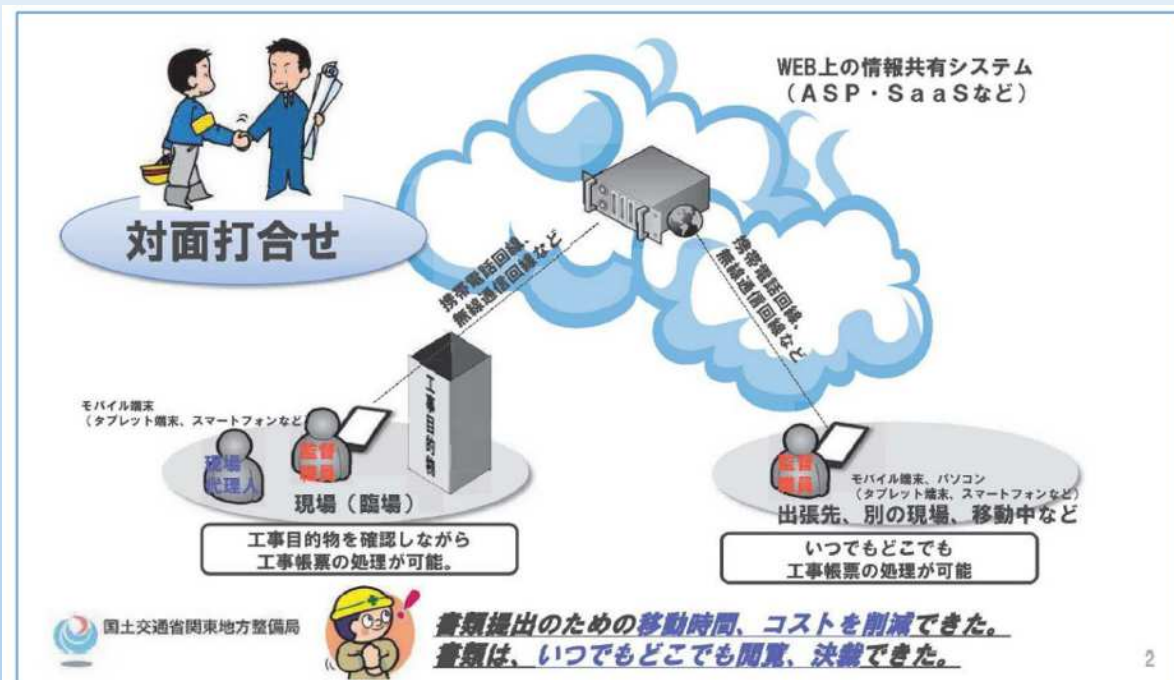
ASPとは、アプリケーションサービスプロバイダの略で、プロバイダがインターネットを介してアプリケーションサービスでプロバイダが開発した「情報共有システム」を用いて、受発注者間の工事に関する情報を共有、相互利活用及びコミュニケーションの円滑化、生産性の向上を図るシステム

従来の紙による文章のやり取りで発生する移動時間などの作業工程の「制約」を解消することにより、工事現場の生産性の向上させることができます。

国土交通省では、平成21年度から試行され、平成25年度から本格導入している

【神奈川県県土整備局情報共有システム試行要領  
第10条(利用に係る経費)】

情報共有システムの利用に係る経費は、共通仮設費の率計上分に含まれる



出展：国土交通省のホームページより

# 情報共有システム(ASP方式)について

## ○ 情報共有システムの活用に関する試行工事

(令和4年度)

- ・ 全ての工事を受注者希望型として試行

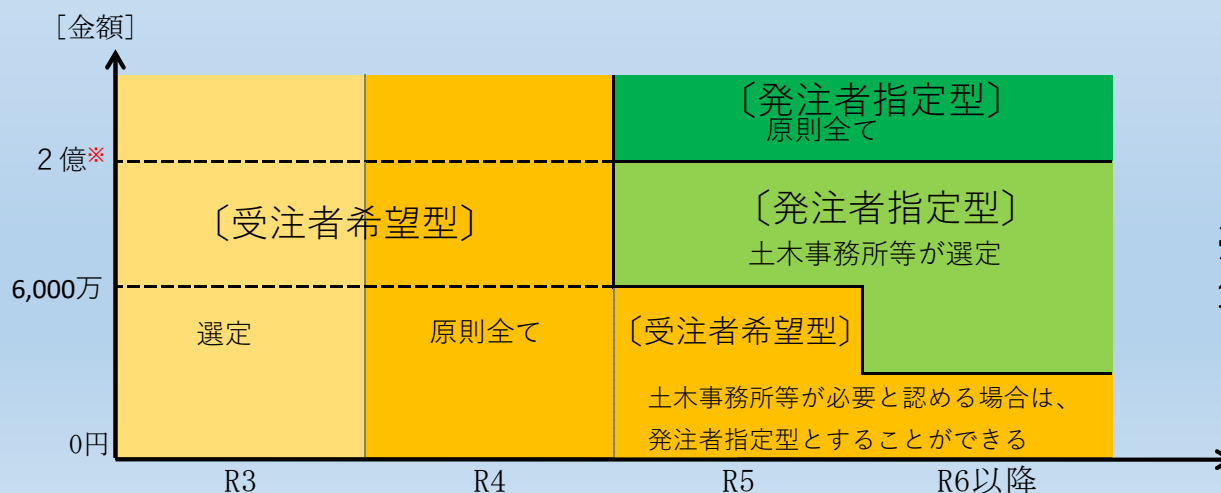
(令和5年度)

### 【発注者指定型】

- ・ 当初設計金額(税込み)2億円以上※の工事は、原則すべての工事を発注者指定型とする。
- ・ 当初設計金額(税込み)6,000万円以上の工事の中から、土木事務所等が発注者指定型とする。

### 【受注者希望型】

- ・ 当初設計金額(税込み)6,000万円未満の全ての工事を受注者希望型とする。  
ただし、土木事務所等が必要と認める場合は、発注者指定型とすることができる。



※令和4年度予算を執行する場合、1.5億円以上とします。

# 情報共有システム(ASP方式)について

## ○ 「情報共有システム(ASP方式)の活用に関する試行工事」特記仕様書

- ・ 情報共有システムの特記仕様書を改定し、受注者希望型と発注者指定型にそれぞれ分類。
- ・ 発注者指定型は、「真にやむを得ない場合を除き、原則実施するものとする」としています。  
(受注者希望型は、従来の特記仕様書から変更なし)

- ・ 情報共有システムの活用の有無にかかわらず、「試行工事対応届出書」を施工計画書に添付するとともに、下記提出先あて、電子メールに添付して提出してください。
- ・ 受注者は、試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関する「アンケート」を神奈川県技術管理課積算システムグループのホームページから入手し、電子メールに添付して提出してください。

特記仕様書31-2 RS. 4.1

「情報共有システム(ASP方式)の活用に関する試行工事」特記仕様書  
(発注者指定型)

1. 目的  
本工事は、「情報共有システム(ASP方式)の活用に関する試行工事(以下「試行工事」という。)」の対象工事である。  
本試行工事は、一般のサービス提供会社(ASP)が提供するweb上のシステムを利用して、試行的に情報共有システムの導入に取り組むことにより、同サービスへの理解・習熟を促すと共に、情報共有システム利用の効果の検証や拡大普及に向けた課題点を把握することを目的とする。  
※ASP：アプリケーション・サービス・プロバイダの総称で、インターネット上で稼働するアプリケーションを提供するサービス提供事業者のことをいう。

2. 試行の要領  
本試行工事は、『神奈川県県土整備局情報共有システム試行要領(案)【令和5年4月】(以下「試行要領」という)』に基づいて実施する。

3. 試行実施の選択  
本試行工事は発注者指定型とする。  
受注者は、本試行工事における情報共有システム活用の可否を検討し、真にやむを得ない場合を除き、原則実施するものとする。また、施工計画書に別紙「試行工事対応届出書」を添付すると共に、下記提出先あて、電子メールに添付して提出すること。

4. 試行内容  
(1) 試行要領及びASP情報  
試行要領及びASPに関する情報は、以下のホームページから入手すること。  
＜入手先＞  
【<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/asp.html>】

(2) 利用するASPの選定と利用者登録  
受注者は、県の書類様式及び機能要件等に対応可能なASPサービス【前記4. (1) 参照】の中から、利用するサービスを選定、契約し、発注者(監督員等)を含めた利用者登録を行い、サービス利用に関する必要事項(ASP名、ID、パスワード等)を監督員に報告する。  
なお、情報共有システムの利用に係る経費(登録料及び利用料)は、共通仮設費(技術管理費)の単計上分に含まれている。

(3) 情報共有の実施  
受注者及び発注者は、試行要領に基づき、工事情報の共有を図る。

(4) 効果の検証  
受注者は、本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとし、工事完了後、上記ホームページからアンケートを入手し、下記提出先に電子メールに添付して提出すること。  
＜提出先＞  
神奈川県県土整備局都市部技術管理課積算システムグループ  
メール: [gikan\\_ankt\\_up7k@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:gikan_ankt_up7k@pref.kanagawa.lg.jp)

情報共有システムの活用 別紙

令和 年 月 日

試行工事対応届出書

工 事 名: \_\_\_\_\_  
路線(河川)名: \_\_\_\_\_  
施 工 場 所: \_\_\_\_\_  
受 注 者 名: \_\_\_\_\_  
請 負 金 額: \_\_\_\_\_

上記工事について、情報共有システム活用の試行を

実施します	※利用するASPサービス名を記載してください
辞退します	※辞退する理由をなるべく具体的に記載してください

どちらかに○を記載してください

《入手先》

【<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/asp.html>】

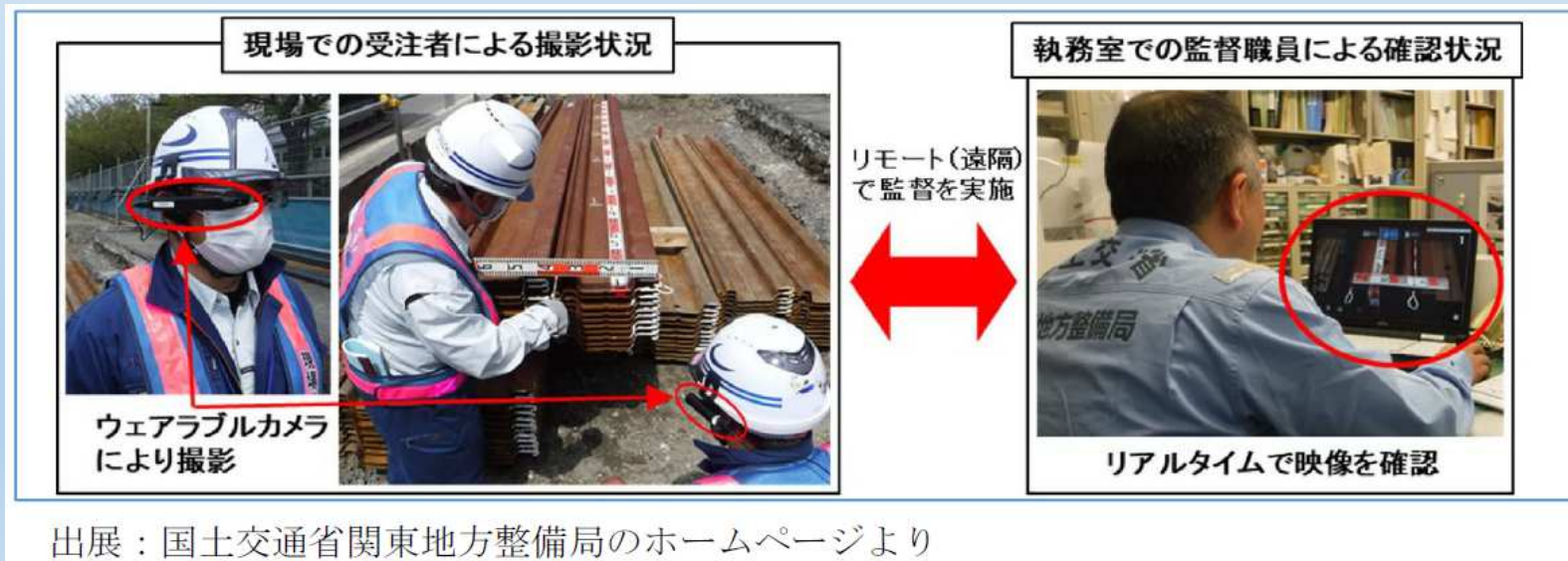
《提出先》

【[gikan.ankt.up7k@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:gikan.ankt.up7k@pref.kanagawa.lg.jp)】

## 建設現場の遠隔臨場について

### ○ 遠隔臨場とは

映像データを用いて現場の状況をリアルタイムで確認出来る機能  
現場での立会いに代わり、発注者が事務所内で確認が出来る  
受注者側の立会調整時間や発注者の移動時間が削減  
緊急時、災害時など、速やかに情報収集・共有が可能  
複数人が同時に同じ画面を共有しながら対策を考えることも可能



## 建設現場の遠隔臨場について

### ○ 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

(令和4年度)

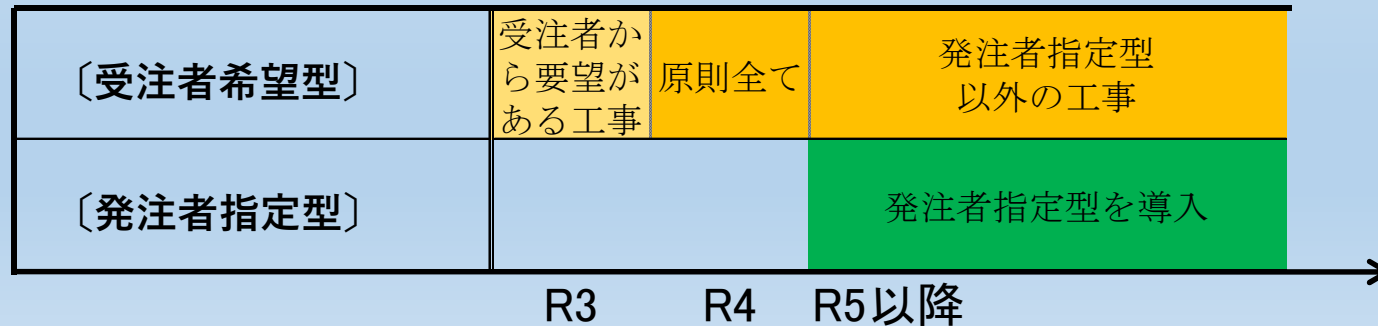
- ・ 全ての工事を受注者希望型として試行(経費は、受注者が負担〔受注者希望型〕)

(令和5年度)

- ・ 発注者指定型を導入(経費は、発注者が負担し設計変更にて対応〔発注者指定型〕)

※ 発注者指定型とすることで、更に効率化が見込まれる工事(例)

- ・ 現場立会等の頻度が多い工事
- ・ 施工現場が遠隔地等で、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事





# 建設現場の遠隔臨場について

## ○ 「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事」特記仕様書

- 「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事」特記仕様書を改定し、受注者希望型と発注者指定型に分類。発注する工事に合わせて添付。
- 遠隔臨場の実施の有無にかかわらず、「試行工事対応届出書」を施工計画書に添付するとともに、下記提出先あて、電子メールに添付して提出してください。
- 受注者は、試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関する「アンケート」を神奈川県技術管理課積算システムグループのホームページから入手し、電子メールに添付して提出してください。

### 《入手先》

【 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/asp.html> 】

### 《提出先》

【 [gikan.ankt.up7k@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:gikan.ankt.up7k@pref.kanagawa.lg.jp) 】

特記仕様書22-2 頁 4.1

**「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事」特記仕様書**  
(発注者指定型)

- 目的**  
本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下「試行工事」という。）」の対象工事である。  
本試行工事は、動画を撮影可能なカメラとインターネット等の通信環境、一般利用が可能なweb会議システム等を利用して、試行的に遠隔臨場に取り組むことにより、撮影機器等の操作や回線接続操作の理解・習熟を促すと共に、遠隔臨場の効果の検証や拡大普及に向けた課題等を把握することを目的とする。
- 試行の要領**  
本試行工事は、『神奈川県土木整備局建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）【令和5年4月】（以下「試行要領」という。）』に基づいて実施する。
- 試行実施の選択**  
本試行工事は、発注者指定型とする。受注者は、本試行工事における遠隔臨場の実施の可否を検討し、施工計画書に別紙「試行工事対応届出書」を添付すると共に、下記提出先あて、電子メールに添付して提出すること。  
また、実施する場合は、試行要領に基づく必要事項を施工計画書に記載すること。
- 試行内容**
  - 試行要領**  
試行要領は、以下のホームページから入手すること。  
＜入手先＞  
【<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/asp.html>】
  - 機器の準備と接続試験**  
受注者は、所定の性能を有する動画撮影用カメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を準備し、監督員と調整のうえ、接続試験を行う。
  - 遠隔臨場の実施**  
受注者及び発注者は、試行要領に基づき、遠隔臨場を実施する。
  - 効果の検証**  
受注者は、本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとし、工事完了後、上記ホームページからアンケートを入手し、下記提出先に電子メールに添付して提出すること。  
＜提出先＞  
神奈川県土木整備局都市部技術管理課積算システムグループ  
メール：gikan.ankt.up7k@pref.kanagawa.lg.jp
  - その他**  
その他、受注者の創意工夫により、試行要領で規定する「段階確認」、「材料確認」と「立会」以外にも活用できるものとする。

建設現場の遠隔臨場 別紙

令和 年 月 日

**試行工事対応届出書**

工 事 名： \_\_\_\_\_  
路線（河川）名： \_\_\_\_\_  
施 工 場 所： \_\_\_\_\_  
受 注 者 名： \_\_\_\_\_  
請 負 金 額： \_\_\_\_\_

上記工事について、遠隔臨場の試行を

実施します

辞退します ※辞退する理由をなるべく具体的に記載してください

どちらかに○を記載してください